



島根県報

平成28年 1月22日 (金)

第 2,769 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任の届出	(農 村 整 備 課)	2
換地処分	(")	3
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	(水 産 課)	3

【公 告】

肥料の登録の失効	(農 産 園 芸 課)	3
家畜商講習会の開催	(畜 産 課)	3

【特定調達公告】

汎用電子計算機の賃貸借契約に係る随意契約の相手方等	(警 察 本 部)	6
---------------------------	-----------	---

【公安告示】

貴重品運搬警備業務 1 級検定及び貴重品運搬警備業務 2 級検定の実施	(警 察 本 部)	6
警備業務に係る検定合格者審査の実施	(")	8

告 示**島根県告示第53号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成28年 1月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

雲南市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

内田 孝志 雲南市大東町仁和寺1674番地 1
堀江 善彦 雲南市大東町下久野523番地
速水 雄一 雲南市加茂町神原1003番地
勝部 新治 雲南市加茂町三代767番地
陶山 直利 雲南市木次町寺領927番地 1
細木 勝 雲南市木次町宇谷1392番地
早川 正三 雲南市三刀屋町六重238番地 4
高尾 肇 雲南市三刀屋町多久和1351番地
古居 忠 雲南市吉田町吉田1448番地
景山 隆義 雲南市掛合町穴見1005番地

監事

白築 進 雲南市吉田町吉田738番地
白築 徹一 雲南市掛合町多根 8 番地内 4

2 就任年月日

平成27年12月21日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

速水 雄一 雲南市加茂町神原1003番地
陶山 直利 雲南市木次町寺領927番地 1
岩田 憲佑 雲南市大東町下阿用343番地
渡部 彰夫 雲南市加茂町南加茂898番地 1
内田 孝志 雲南市大東町仁和寺1674番地 1
古居 忠 雲南市吉田町吉田1448番地
高尾 肇 雲南市三刀屋町多久和1351番地
景山 隆義 雲南市掛合町穴見1005番地
早川 正三 雲南市三刀屋町六重238番地 4
細木 勝 雲南市木次町宇谷1392番地

監事

白築 徹一 雲南市掛合町多根 8 番地内 4
白築 進 雲南市吉田町吉田738番地

島根県告示第54号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成28年1月8日付けで県営土地改良事業に係る佐田地区窪田中央工区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成28年1月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第55号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成28年1月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

恵曇加入区（漁業協同組合 J F しまね）

公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成28年1月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他 の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効年月日
島肥登第 396号	混合有機質 肥料	混合有機質肥 料	窒素全量 3.0 りん酸全量 4.0 加里全量 2.0	公定規格 のとおり	株式会社地力の素舎 島根県松江市玉湯町玉造1420-7	平成27年12 月25日

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号に規定する家畜商講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の2第1項の規定により公告する。

平成28年1月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 講習会を開催する指定講習機関
公益社団法人島根県畜産振興協会
- 2 開催日時
平成28年3月3日（木）及び3月4日（金）
午前9時から午後5時まで
- 3 開催場所
松江市殿町1番地 島根県庁会議棟第4・5会議室

4 講習科目及び時間

- (1) 家畜の取引に関する法令について 4時間
- (2) 家畜の品種及び特徴について 4時間
- (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病について 6時間

5 受講申込手続

(1) 提出書類

受講申込書（写真欄に写真を貼り付けること。）（別記様式）

(2) 家畜商講習手数料等

家畜商講習手数料（受講料）3,000円及びテキスト代3,148円を、講習会初日に会場受付で納付すること。

(3) 受講申込書の提出期限

平成28年2月19日（金）（郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限る。）

(4) 受付場所

〒690-0887

松江市殿町19-1 島根JAビル内

公益社団法人島根県畜産振興協会経営指導部

(5) 申込方法

受講申込書の提出期限内に本人が受講申込書に必要事項を記入し、押印の上、受付場所に持参又は郵送をすること。郵送の場合は、受講票と会場案内図を送付するので、82円切手を貼った受講票送付先明記の封筒（定形）を同封すること。

6 修了証明書の交付

講習会の全課程を修了した者に対し修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習会当日の会場での受付時間は、両日とも午前8時45分から午前9時までとする。
- (2) 受講者は、受講票及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習会についての問合せは、公益社団法人島根県畜産振興協会経営指導部 担当 吾郷（電話0852-31-3609）にすること。

別記様式

家 畜 商 講 習 会 受 講 申 込 書

平成 年 月 日

島根県知事指定講習機関

公益社団法人 島根県畜産振興協会 会長 様

住 所

氏 名

Ⓔ

(電話番号 — —)

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号の規定により開催される講習会を受講したいので申し込みます。

(写 真 欄)

- ・ 申込前6月以内に撮影したもの
- ・ 無帽で本人と識別できるもの
- ・ 縦4センチメートル、横3センチメートル位のもの

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成28年 1月22日

島根県警察本部長 米 村 猛

1 件名及び数量

汎用電子計算機の賃貸借契約 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成27年12月22日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社J E C C 営業本部長 村上 春生 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 随意契約に係る契約金額（総価）

41,477,471円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

公 安 委 員 会 告 示**島根県公安委員会告示第7号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成28年 1月22日

島根県公安委員会委員長 服 部 京 子

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
貴重品運搬警備業務1級	学科試験	平成28年5月12日（木）午前9時30分から午前11時まで	5人程度
	実技試験	平成28年7月2日（土）午前8時30分から午後5時まで	
貴重品運搬警備業務2級	学科試験	平成28年5月12日（木）午前9時30分から午前11時まで	5人程度
	実技試験	平成28年6月18日（土）午前8時30分から午後5時まで	

2 実施場所

(1) 学科試験

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

(2) 実技試験

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 貴重品運搬警備業務 1 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。 ○ 運搬中の現金、貴重品、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。 ○ 運搬中の現金、貴重品、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 貴重品運搬警備業務 2 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 貴重品運搬警備業務 1 級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（貴重品運搬警備業務に係るものに限る。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 貴重品運搬警備業務 2 級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成28年 4 月 18 日（月）から同月 22 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

オ 貴重品運搬警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び貴重品運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 貴重品運搬警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は、還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 検定の実施

この検定は、鳥取県公安委員会、島根県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3033）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行くこと。

島根県公安委員会告示第8号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により告示する。

平成28年1月22日

島根県公安委員会委員長 服 部 京 子

1 検定合格者審査を実施する警備業務の種別及び級並びに当該種別及び級に応じた資格

(1) 空港保安警備業務1級

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（(2)において「空港保安警備」という。）に

係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(2) 空港保安警備業務2級

空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定であって旧検定規則第1条第2項に規定する2級に係るもの（以下「旧2級検定」という。）に合格した者

(3) 施設警備業務1級

旧検定規則第1条第1項の表に規定する常駐警備（(4)において「常駐警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(4) 施設警備業務2級

常駐警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務1級

旧検定規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備（(6)において「交通誘導警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務2級

交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(7) 貴重品運搬警備業務1級

旧検定規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備（(8)において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(8) 貴重品運搬警備業務2級

貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

2 検定合格者審査の対象者

検定合格者審査は、次に掲げる条件を満たさない者について行う。

(1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの

(2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの（(1)に掲げる者を除く。）

3 検定合格者審査の実施日時、場所及び定員

(1) 実施日時

平成28年5月12日（木）午後1時から午後4時まで

(2) 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

(3) 定員

全種別で各10人

4 検定合格者審査の方法

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 学科試験の科目

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務の実施に関すること。

エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定合格者審査申請手続に関する事項

(1) 受付期間

平成28年4月18日（月）から同月22日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出書類

ア 審査申請書（検定規則附則別記様式）1通

イ 添付書類

(ア) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉

(イ) 旧検定規則第8条の規定による合格証（以下「旧合格証」という。）の写し1通

(ロ) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。）1通

(ハ) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。）1通

(ニ) 代理人（申請者が属する警備業者の従業員に限る。）が審査申請書を提出する場合にあつては、申請者本人の委任状1通

(3) 提出先

次のいずれかの警察署に提出すること。

なお、郵送による申請は、認めない。

ア 島根県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

(ア) 旧合格証の交付申請を行った警察署

(イ) 住所地（島根県内に限る。）を管轄する警察署

(ロ) 警備員である場合におけるその者の属する営業所の所在地（島根県内に限る。）を管轄する警察署

イ 島根県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、島根県内に住所を有するもの又はその者が警備員である場合におけるその者の属する営業所が所在するもの

(ア) 住所地を管轄する警察署

(イ) 営業所の所在地を管轄する警察署

6 検定合格者審査手数料

4,700円

審査申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、審査申請書を受理した後は、検定合格者審査手数料は、還付しない。

7 その他

(1) 検定合格者審査を受ける者は、審査当日、旧合格証を必ず持参すること。

(2) 審査当日は、午後1時から午後1時20分までを受付時間とする。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3033）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。